

風水害等対策計画編

8 林野火災対策計画

# 目 次

## 8 林野火災対策計画

第1章 災害予防.....	277
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	277
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	277
第3節 防災活動の推進.....	278
第2章 災害応急対策.....	279
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	279
第2節 活動体制の確立.....	280
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	280
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	281
第5節 避難収容活動.....	281
第6節 施設、設備の応急復旧活動.....	281
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	281
第8節 二次災害の防止活動.....	282

## 8 林野火災対策計画

本計画は、市内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

#### 第1節 林野火災に強い地域づくり

##### 1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

##### 2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 情報の収集・連絡関係

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

###### (2) 通信手段の確保

市は、市民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時からその習熟に努めるものとする。

##### 2 災害応急体制の整備

###### (1) 職員の体制

市は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

## (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

## (3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

## 3 救助・救急、医療活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、実情に応じ、救助・救急用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じて事前対策を講じるものとする。

## 4 消火活動への備え

市は、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

## 5 緊急輸送活動への備え

風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるものとする。

## 6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難所、避難路をあらかじめ指定し、市民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して災害時要援護者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

## 7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

## 第3節 防災活動の推進

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報紙掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市等関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

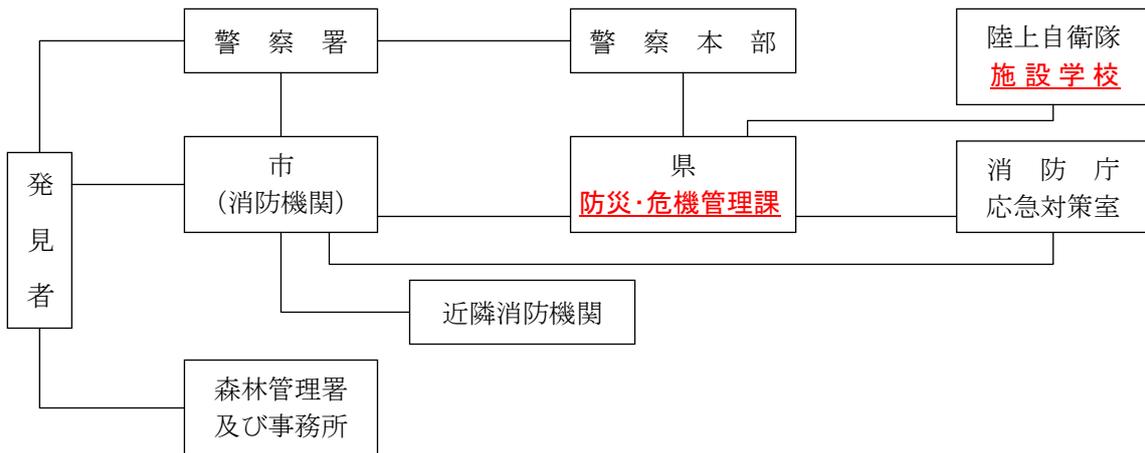
#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 林野火災情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

##### (2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 <u>03-5253-7527(FAX)</u> 〔 宿直室 03-5253-7777 <u>03-5253-7553(FAX)</u> 〕
<u>陸上自衛隊</u> <u>施設学校</u>	<u>警備課防衛班</u>	<u>029-274-3211</u> 内線 234 〔 <u>駐屯地当直指令</u> 内線302 〕
警 察 本 部	警 備 課 地 域 課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571 〔 総合当直 029-301-0110 〕

##### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 市の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

### 2 広域的な応援体制

市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

### 3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

### 1 救助・救急活動

市は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

### 2 医療活動

市は、林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、震災対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

### 3 地上消火活動

市及び消防本部は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消防隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

自主防災組織及び市民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

### 4 空中消火活動

#### (1) 現地指揮本部

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

#### (2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等

県内4カ所（石岡市消防本部、常陸大宮市消防本部、高萩市・日立市事務組合消防本部、消防学校）に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防衛活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(5) 自衛隊ヘリコプターの派遣

県（消防防災課）は、市からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を風水害等対策計画編2第2章第28節「防災ヘリコプター要請計画」に基づき要請するものとする。

## 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第5節 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、または発生するおそれがある場合において市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

## 第6節 施設、設備の応急復旧活動

市の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

### 1 情報伝達活動

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、

正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

## 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

## 第8節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。